

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車 厚二

TEL:06-946-8011

☉ 会社の半数が最低資本金に未達

Q：最低資本金に達していない会社はどうなるのでしょうか。

A：株式会社の最低資本金が1,000万円、有限会社の資本金が300万円と決められ、平成8年3月31日までにクリアしなければならないのはご周知のとおりです。

猶予期間が1年半後に迫っていますが、会社の半数が最低資本金に達していない模様です。

期限までに最低資本金に達しない場合は、会社は解散したものとみなされ、その旨を官報で公告し、各社にも公告があったことが通知されます。公告の日から起算して2カ月以内に登記申請をしないと、会社はその日に解散したものとみなされます。いわゆる「みなし解散」というわけです。

みなし解散した場合、税務上も解散があったものとみなされ、解散の日を区切りに事業年度が変わります。

解散の日を事業年度末とみなして最後の確定申告書を提出することになり、解散の日の翌日から清算事業年度が始まって、清算手続きが終了し残余財産が確定するまでは、決算期ごとに「清算事業年度予納申告書」を提出することになります。つまり通常の確定申告書を提出することは出来なくなるわけです。

会社の意思に関わらず、みなし解散の日が来ると清算会社になってしまいますので、猶予期間内に最低資本金を満たす必要があります。猶予期間内なら登録免許税の軽減措置があります。

